

富士見市告示第446号

富士見・ふじみ野農業振興地域整備計画（富士見市分）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案と変更理由書を次により縦覧に供する。

富士見市の住民で当該農業振興地域整備計画の案に対して意見がある者は、縦覧期間内に市に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農業振興地域整備計画の案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和6年11月5日

富士見市長 星野光弘

- 1 富士見・ふじみ野農業振興地域整備計画（富士見市分）の案と変更理由書の縦覧期間
令和6年11月5日から令和6年12月5日まで
- 2 富士見・ふじみ野農業振興地域整備計画（富士見市分）の案と変更理由書の縦覧場所
富士見市役所経済環境部農業振興課（富士見市大字鶴馬1800番地の1）
- 3 意見書の提出について
 - (1) 提出先は富士見市経済環境部農業振興課とする。
 - (2) 提出方法は縦覧場所に配置する別紙1を用いて、縦覧期間内に提出先に持参又は郵送（必着）するものとする。
 - (3) 提出された意見書に対する個別回答は行わず、当該農業振興地域整備計画の変更を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。
- 4 異議の申出について
 - (1) 提出先は富士見市経済環境部農業振興課とする。
 - (2) 提出方法は縦覧場所に配置する別紙2を用いて、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に提出先に持参又は郵送（必着）するものとする。
 - (3) 異議の申出を受けたときは、縦覧期間満了後60日以内に異議の申出に対する決定を行う。